

第6 一般取扱所

1 定義

- (1) 危険物を原料として種々の化学反応等を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制する。
- (2) 危政令第27条第6項第4号ロただし書の規定により、移動貯蔵タンクから容器に引火点40度以上の第4類の危険物を詰め替える場合において、同一の場所で1日に取り扱う量が指定数量以上となる場合は、一般取扱所として規制する。

2 規制範囲

危政令第19条第2項に規定する一般取扱所であって建築物の一部又は屋内の設備を一般取扱所として規制するもの（以下「部分規制の一般取扱所」という。）以外は、原則として屋内に設置するものは1棟、屋外に設置するものは1工程をもって一の一般取扱所として規制すること。

なお、一般取扱所の許可単位は、製造所と同様危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設から独立性があること及び災害時の影響等を考慮し総合的に判断する必要があることから、次の事項を参考として規制範囲を特定すること。

- (1) 部分規制の一般取扱所には、区画室単位のものとは設備単位のものがあること。

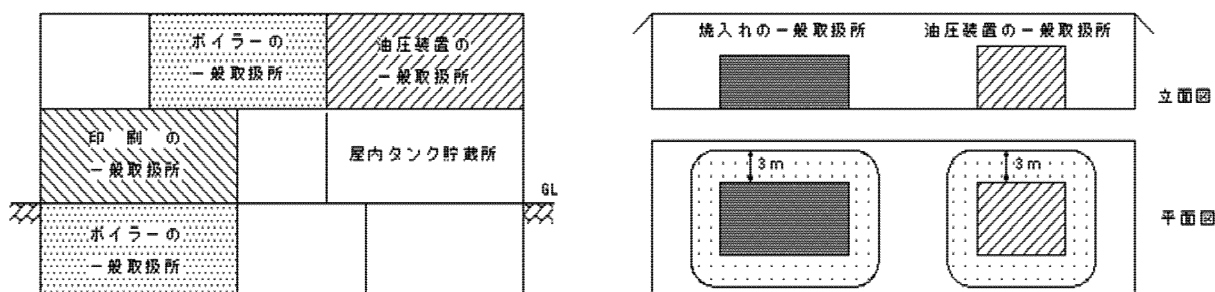
ア 区画室単位により規制するもの

- (ア) 専ら塗装、印刷又は塗布のために危険物を取り扱う一般取扱所（以下「専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」という。）で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の55第2項）
- (イ) 専ら洗浄のために危険物を取り扱う一般取扱所（以下「専ら洗浄作業を行う一般取扱所」という。）で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の55の2第2項）
- (ウ) 専ら焼入れ又は放電加工のために危険物を取り扱う一般取扱所（以下「専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所」という。）で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の56第2項）
- (エ) 危険物を消費するボイラー、バーナーその他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（以下「危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所」という。）で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の57第2項）
- (オ) 専ら車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入する一般取扱所（以下「専ら充填作業を行う一般取扱所」という。）（危規則第28条の58第2項）
- (カ) 専ら固定した注油設備によって危険物を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4千リットル以下のタンクに注入する一般取扱所（以下「専ら詰替え作業を行う一般取扱所」という。）で指定数量の倍数が30未満のもの（危規則第28条の59第2項）
- (キ) 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（以下「油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所」という。）で指定数量の倍数が50未満のもの（危規則第28条の60第2項及び第3項）

- (ク) 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（以下「切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所」という。）で指定数量の倍数が 30 未満のもの（危規則第 28 条の 60 の 2 第 2 項）
- (ケ) 危険物以外の物を加熱するための危険物を用いた熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（以下「熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所」という。）で指定数量の倍数が 30 未満のもの（危規則第 28 条の 60 の 3 第 2 項）
- (コ) 危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（以下「蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所」という。）で指定数量の倍数が 30 未満のもの（危規則第 28 条の 60 の 4 第 3 項）

イ 設備単位により規制するもの

- (ア) 専ら洗浄作業を行う一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの（危規則第 28 条の 55 の 2 第 3 項）
 - (イ) 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの（危規則第 28 条の 56 第 3 項）
 - (ウ) 危険物を消費するボイラー等で危険物を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの（危規則第 28 条の 57 第 3 項及び第 4 項）
 - (エ) 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が 30 未満のもの（危規則第 28 条の 60 第 4 項）
 - (オ) 切削装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの（危規則第 28 条の 60 の 2 第 3 項）
 - (カ) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの（危規則 28 条の 60 の 4 第 4 項）
 - (キ) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で危険物を取り扱う設備を屋外に設けるもの（危規則第 28 条の 60 の 4 第 5 項）
- (2) 1 棟の建築物の中に部分規制の一般取扱所を複数設置することができること。（平成元年 7 月 4 消防危第 64 号質疑）

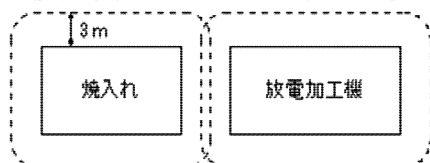


第 5 - 1 図 部分規制の一般取扱所の複数設置例

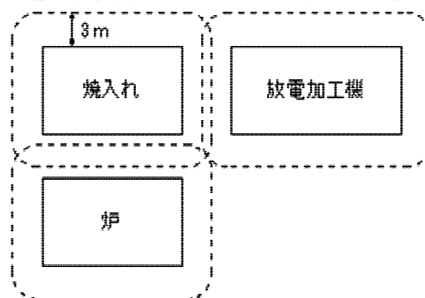
さらに、危政令第 2 条及び第 3 条の危険物施設のうち部分規制されるものも同一建築物内に設けることができること。（第 5-1 図参照）

- (3) 設備単位により規制される部分規制の一般取扱所には、危政令第 19 条第 2 項の同一の号の形態の設備を複数設置することができること。この場合、複数の設備を一の部分規制の一般取扱所としてとらえ、その周囲に幅 3 メートル以上の空地を保有することをもって足りること。(平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑)(第 5-2 図参照)

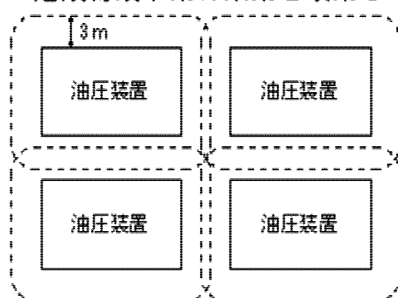
ア 危険物政令第19条第2項第2号



イ 危険物政令第19条第2項第3号



ウ 危険物政令第19条第2項第6号



第 5 - 2 図 複数の設備を一の部分規制の一般取扱所として規制する例

- (4) 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、危険物を取り扱わない工程を含めて一の部分規制の一般取扱所とすることができること。(平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑)(第 5-3 図参照)



第 5 - 3 図 規制範囲の例

- (5) 設備単位により規制される部分規制の一般取扱所のうち危政令第 19 条第 2 項の号の異なる一般取扱所を同一室内に複数設ける場合には、当該一般取扱所の周囲に必要な幅 3 メートル以上の空地は、相互に重なってはならないこと。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)(第 5-4 図参照)



第 5 - 4 図 認められない例

- (6) 同一の作業室内において、形態が異なる部分規制の一般取扱所を併せて一の部分規制の一般取扱所とすることはできないものであること。(平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑)

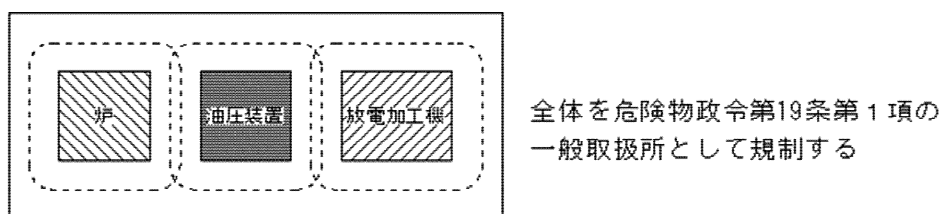
なお、この場合いずれかが少量危険物施設であるとき又はすべてが少量危険物施設であり、かつ、取り扱う危険物の数量の合計が指定数量以上となるときであっても同様な取扱いをすること。

ア 区画室単位により規制するもので、吹付塗装作業等の一般取扱所、焼入れ作業等の一般取扱所及び油圧装置等を設置する一般取扱所が混在する場合（第 5-5 図参照）



第 5 - 5 図 部分規制の一般取扱所とすることができないものの例

イ 設備単位により規制するもので、ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所、油圧装置等を設置する一般取扱所及び焼入れ作業等の一般取扱所が混在する場合（それぞれの設備周囲に幅 3 メートル以上の空地を確保し、それぞれを一の部分規制の一般取扱所として規制できる場合を除く。）（第 5-6 図参照）

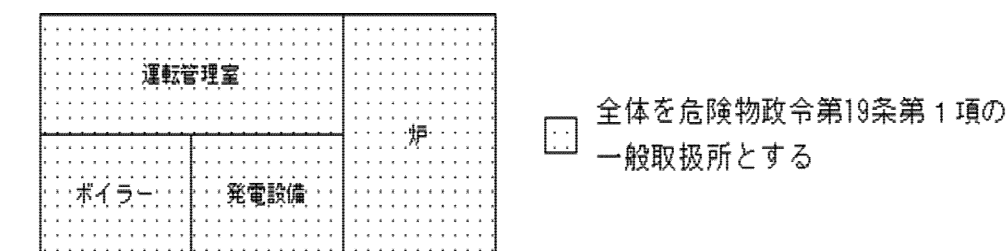


第 5 - 6 図 部分規制の一般取扱所とすることができないものの例

- (7) 危政令第 19 条第 2 項第 1 号から第 3 号、第 6 号に掲げるもの（設備単位により規制できる場合は第 1 号を除く。）のうち、同一の号の形態の一般取扱所を一の建築物内に複数設置する場合は、次のいずれかによる一般取扱所とすることができること。(平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑)

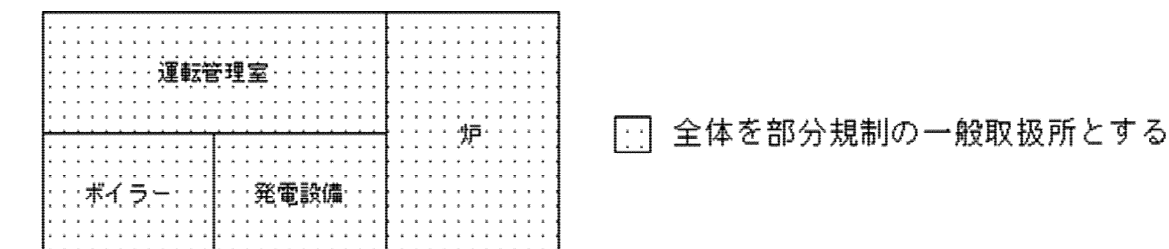
ア 区画室単位により規制できる場合

- (7) 建築物全体を危政令第 19 条第 1 項に規定する技術上の基準を適用する一般取扱所とすることができる。(第 5-7 図参照)



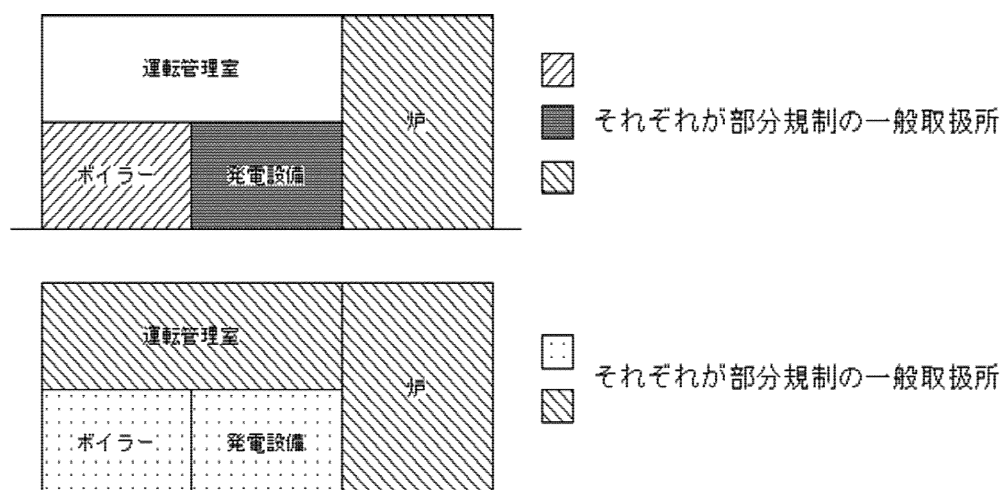
第 5 - 7 図 全体を一般取扱所とした例

- (4) 建築物全体を危規則第 28 条の 57 第 2 項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。(第 5-8 図参照)



第 5 - 8 図 全体を一般取扱所とした例

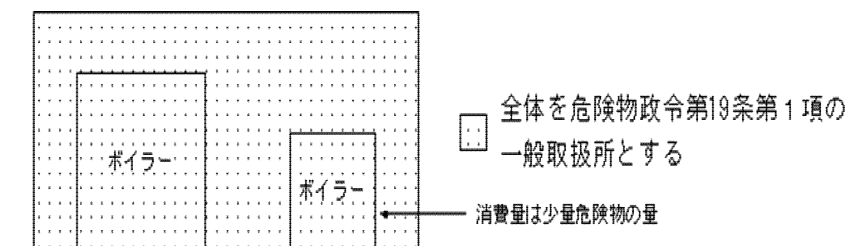
- (5) 危険物を消費する室又は隣接する複数の室を区画単位として危規則第 28 条の 57 第 2 項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。(第 5-9 図参照)



第 5 - 9 図 区画単位とした一般取扱所の例

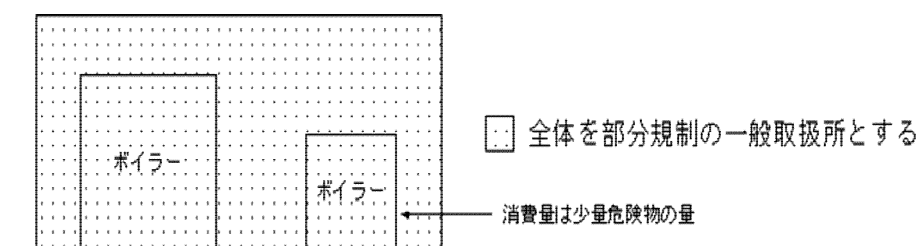
イ 設備単位により規制できる場合

- (7) 建築物全体を危政令第 19 条第 1 項に規定する技術上の基準を適用する一般取扱所とすることができる。(第 5-10 図参照)



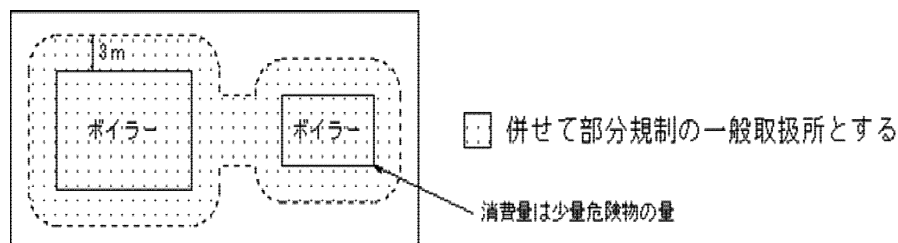
第5-10図 全体を一般取扱所とした例

- (イ) 建築物全体を危規則第28条の57第2項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。(第5-11図参照)



第5-11図 全体を一般取扱所とした例

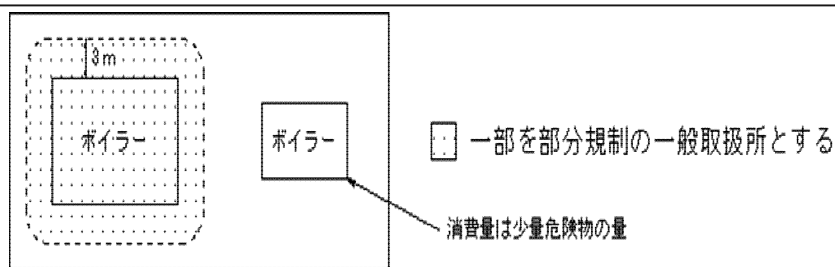
- (ウ) すべてのボイラー設備を併せて危規則第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。(第5-12図参照)



第5-12図 二の設備を併せて一般取扱所とした例

- (エ) 危険物の消費量が指定数量以上のボイラー設備のみを危規則第28条の57第3項に規定する技術上の基準を適用する部分規制の一般取扱所とすることができる。

なお、少量危険物を消費するボイラー設備は、火災予防条例に基づく届け出をすること。(第5-13図参照)



第5-13図 一部を一般取扱所とした例

3 許可数量の算定

許可数量の算定は、製造所の例によるほか次によること。

- (1) 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定すること。（昭和40年4月15日自消丙予発第71号通知）
- (2) ボイラー、発電設備等の危険物の消費に係るものについては、1日における消費量又はサービスタンクの容量を比較して大なる数量をもって算定すること。
- (3) 危規則第28条の54第5号に規定する詰替えの一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱数量のうちいずれが大なる数量をもって算定すること。

4 位置、構造及び設備の技術上の基準

危政令第19条第1項の規定を適用する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、製造所の基準を準用する。

5 特殊な位置及び対象の一般取扱所の特例

- (1) 油槽所等におけるドラム充てんの一般取扱所（昭和36年5月10日自消甲予発第25号通知）

製油所、油槽所等で第一石油類又は第二石油類を、ドラム缶充てん作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積み状態で取り扱っている場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）においては、一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にしてその周囲に屋外貯蔵所に準じた保有空地を確保するとともに防火上安全な措置を講じさせること。

- (2) 地階に設けることができる一般取扱所（昭和36年5月10日自消甲予発第25号通知）

次に掲げる場合は地階に危険物施設を設置することができるものであること。

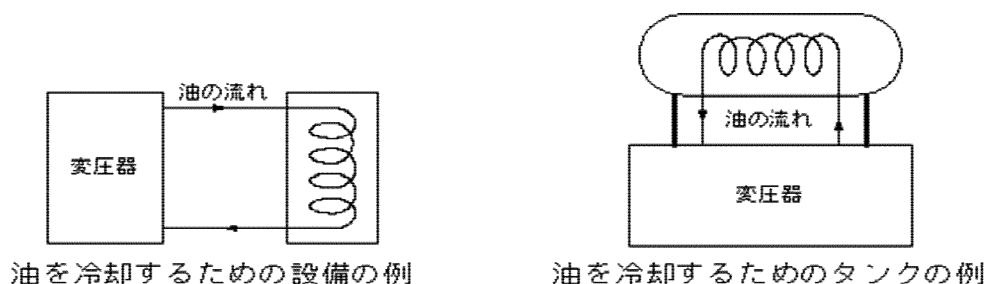
- ア 圧延機のオイルセラーその他潤滑油の循環工程を行うタンクを設置する場合
- イ ボイラー室、発電機室等及びそれらに附属するタンクを設置する場合

- (3) 発電所、変電所等の一般取扱所（昭和40年9月10日自消丙予発第148号通知）発電所等については、次によること。

なお、発電所等には、自家用の変電設備等も含まれるものであること。

ア 発電所等に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては危険物の取扱数量に算定しないこと。

なお「これらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの」には、油入ケーブル用のヘッドタンク及び第5-14図のような変圧器油を冷却するための附属設備（別置型冷却器）等がある。



第5-14図 変圧器油を冷却するための附属設備

イ 一般取扱所に該当する発電所等の位置、構造及び設備については、危政令第23条の規定を適用し、危政令第19条において準用する危政令第9条第6号から第9号まで及び第12号の規定は適用しないことができること。

(4) 自衛隊駐屯地等（昭和36年5月10日自消甲予発第25号消防庁予防課長）

ア 第一石油類又は第二石油類を容器入りのまま野積み状態で取り扱っている場合は、一般取扱所として規制し、空地の幅については屋外貯蔵所の空地の幅に準じること。

イ 覆土式の屋外タンク貯蔵所を設置することができる。

ウ トンネル内において危険物を貯蔵する場合においては、タンクによる貯蔵にあつては屋内タンク貯蔵所と、ドラム缶による貯蔵にあつては屋内貯蔵所として規制し、建築物に関する規定は適用しないこと。

(5) 共同住宅等の燃料供給施設については、共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について（平成15年8月6日消防危第81号通知）によること。

(6) トラックターミナルの一般取扱所（昭和57年8月11日消防危第82号質疑）

ア 一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場（プラットホーム）及び停留所・集配車発着所並びに荷扱場と一体の事務所とすること。

イ 当該一般取扱所において取り扱うことができる危険物は、第4類の危険物に限ること。

ウ 危険物の取扱いについては、次によること。

(7) 当該一般取扱所では一般貨物も取り扱うことができるものであること。

(イ) 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みに限るものであること。

(ウ) 取扱場所は、荷扱場に限るものとする。

- (イ) 一時保管は、危険物を置く場所を白線等で明示し、一般貨物と区分して置くものとする。

エ 危険物の数量算定及び取り扱うことができる数量は、次によること。

- (ア) 当該一般取扱所における危険物の数量は、瞬間最大停滞量をもって算定すること。
- (イ) 取り扱うことができる数量は、指定数量の 10 倍未満とすること。

オ 一般取扱所の位置、構造及び設備は、次によること。

- (ア) 保有空地は、危政令第 19 条第 1 項の規定を適用すること。
- (イ) 危険物を取り扱う部分には壁を設けないこと。
- (ウ) 危険物を取り扱う部分の屋根は不燃材料で造るとともに軽量な不燃材料でふくこと。

なお、採光のために必要最小限の網入ガラスを使用して差し支えないものであること。

- (イ) 危険物を取り扱う部分の床面はコンクリート舗装とすること。

なお、排水溝及びためますを設置しないことができるものであること。この場合、その代替として油吸着剤又は乾燥砂を備蓄すること。

- (オ) 停留所及び集配車発着所の地盤面はコンクリート舗装とし、当該場所の外周部は白線等で明示すること。また、外周部の周囲には排水溝を設けるとともに油分離装置を設置すること。

- (カ) 消火設備等は、次によること。

あ 一般貨物を扱うので第 1 種屋外消火栓設備を設置する。

い 危険物対応として、荷扱場に第 4 種消火設備を半径 30 メートルの円の面積に 1 個以上設置すること。

う 既設対象物は、法第 17 条基準により屋内消火栓設備等が設置され、良好に維持管理されている場合は適合とする。

え 自動火災報知設備を設置すること。

お 危険物取扱者を 1 名以上確保すること。

- (7) 動植物油類の一般取扱所（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）

ア 規制範囲

- (ア) 動植物油類を 10,000 リットル以上貯蔵する屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクに附属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備で 1 日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合には、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合にあつては、配管とタンクの接続部）までが一般取扱所として規制の対象となること。
- (イ) 動植物油類を 10,000 リットル以上貯蔵する屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクに附属する払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等の設備で 1 日に指定数量以上の動植物油類を取り扱う場合、払出先が製造所又は一般取扱所となる場合には、払出先の附属配管となり、払出先が複数の少量危険物施設の場合には、1 日に指定数量以上通過する配管に限り、一般取扱所としての規制の対象となること。

- イ 保安距離は、外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間に確保する必要があること。
 - ウ 保有空地は、必要としないこと。
 - エ 配管部分については、危政令第 9 条第 1 項第 21 号の配管の基準によるものとする。
- (8) 小口詰替専用の一般取扱所の取扱いについて（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）
- ア 平成 2 年 5 月 23 日以前に設置完成している小口詰替専用の一般取扱所は、改めて危規則第 28 条の 54 第 5 号に規定する詰替えの一般取扱所としての許可を受ける必要はなく、また、詰替えの一般取扱所として許可を受けたものとはみなせないものであること。（危政令第 19 条第 1 項適用取扱所の危政令第 23 適用施設）
 - イ 平成 2 年 5 月 23 日施行の改正危政令で、遡及適用となる事項は、掲示板の指定数量の倍数記入及び取り扱う危険物が灯油又は軽油である場合は、地下貯蔵タンクの注入口付近に静電気を有効に除去するための接地電極の設置である。
 - ウ 危規則第 28 条の 54 第 5 号に規定する詰替えの一般取扱所は、消火困難な製造所等となり第 4 種の消火設備の設置が必要であることから、同様な危険物の取扱形態である小口詰替専用の一般取扱所についても第 4 種の消火設備の設置について指導すること。
 - エ 小口詰替専用の一般取扱所においては、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等、施設の規模を拡大する変更は認められないこと。
- (9) 複数の取扱形態を有する一般取扱所（平成 10 年 3 月 16 日消防危第 28 号通知）
- ア 次の(ア)あからきまでに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、(イ)及び(ウ)に適合し、かつ、イ(ア)から(シ)までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、危政令第 23 条の規定を適用し、危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 11 号までの規定（(ア)お及びかに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあっては第 18 号及び第 19 号の規定を含む。）を適用しないことができるものであること。
- (ア) 危険物の取扱形態
- あ 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第 2 類の危険物又は第 4 類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
 - い 洗浄のために危険物（引火点が 40 度以上の第 4 類の危険物に限る。）を取り扱う形態
 - う 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が 70 度以上の第 4 類の危険物に限る。）を取り扱う形態
 - え ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が 40 度以上の第 4 類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
 - お 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

か 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態

き 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

- (イ) 建築物に設けられた一般取扱所であること。
- (ロ) 指定数量の倍数が 30 未満であること。

イ 一般取扱所の位置、構造及び設備

- (ア) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（ア(ア)え及びおに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）
- (イ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- (ロ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ 70 ミリメートル以上の鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（ア(ア)お及びかに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）
- (エ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、ア(ア)あ又はいに掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。
- (オ) ア(ア)に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- (カ) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の 5 分の 1 未満のものを除く。）の周囲には、危規則第 13 条の 3 第 2 項第 1 号の規定の例による囲いを設けること。ただし、ア(ア)お及びかに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
- (キ) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、ア(ア)うに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- (ク) 危険物を加熱する設備（ア(ア)い又はきの危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- (ケ) ア(ア)きの危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- (コ) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性蒸気等が滞留するおそれがない場所に火花等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。

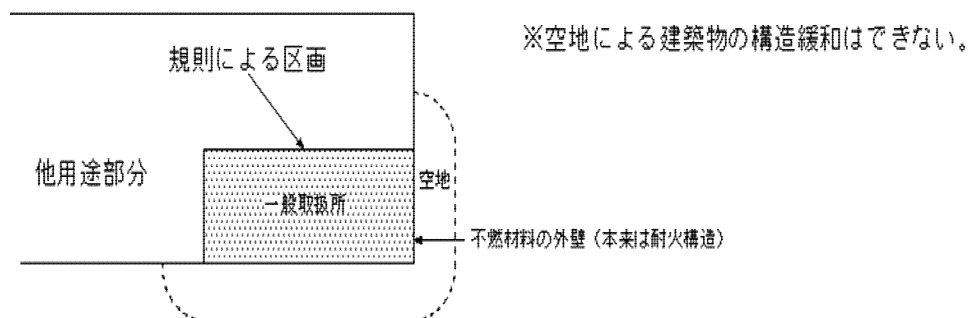
- (サ) 危規則第 33 条第 1 項第 1 号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危規則第 34 条第 2 項第 1 号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第 1 種、第 2 種及び第 3 種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 4 種の消火設備を設けないことができること。
- (シ) 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 3 号から第 8 号まで及び危規則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号の基準に適合するものであること。

6 危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所

(1) 共通事項

ア 危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所は、同条第 1 項で規定する一般取扱所の特例であるので、危規則で定める技術上の基準に対する特例は認められないものであること。

たとえば、危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号には「建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする」と規定されているが、当該外壁のうち周囲に空地があり、かつ、延焼のおそれのある外壁が存しない場合、危政令第 23 条による基準の特例を適用して、当該外壁を不燃材料で造るという運用は行わないこと（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）。（第 5-15 図参照）



第 5-15 図 基準に適合しない場合の例

- イ 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、「建基令の規定に基づき耐火構造を指定」（平成 12 年 5 月 30 日建設省告示第 1399 号）第 1 の 1 のトに規定する「高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さが 7.5 センチメートル以上のもの」が該当すること。
 - ウ 危規則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する他の部分とを区画する壁に、防火上有効なダンパー等を設置した場合は、当該壁に換気設備又は可燃性蒸気排出設備を設けて差し支えないものであること。（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑）
 - エ 部分規制の一般取扱所に設ける避雷設備は、当該一般取扱所の存する建築物を有効に保護できるように設置すること。
- (2) 吹付塗装作業等の一般取扱所

- ア 吹付塗装作業等の一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 55 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知）
- イ これに該当する作業形態としては次のようなものがあること。
- (ア) 焼付塗装、静電塗装、ハケ塗り塗装、吹付塗装、浸し塗り塗装等の塗装作業
 - (イ) 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷等の印刷作業
 - (ウ) 光沢加工、ゴム糊、接着剤などの塗布作業
- (3) 洗浄作業の一般取扱所
- ア 洗浄作業の一般取扱所の技術上の基準は、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項若しくは第 3 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。（平成 10 年 3 月 4 日消防危第 19 号通知）
- イ 危規則第 28 条の 55 の 2 第 2 項第 2 号に規定する「危険物の過熱を防止することができる装置」とは、次の装置が該当するものであること。
- (ア) 危険物の温度を自動的に設定温度以下に制御できる装置又は機構のもの
 - (イ) 引火又は着火を防止できる装置又は機構のもの
 - (ウ) 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構のもの
- (4) 焼入れ作業等の一般取扱所
- ア 焼入れ作業等の一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 56 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危規則第 28 条の 56 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。（平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知）
- イ 装置には、加熱装置（炉）及び焼入槽が一体となったもの、分離しているものがあるが、いずれも本基準を適用することができる。
- ウ 放電加工機の本体については、危険物保安技術協会が「放電加工機の火災予防に関する基準」により安全を確認したのに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されることとなっているので、貼付済のものを設置するよう指導すること。
- (5) ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所
- ア ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所の技術上の基準は、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危規則第 28 条の 57 第 2 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危規則第 28 条の 57 第 2 項、第 3 項若しくは第 4 項の特例基準又は危政令第 19 条

第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。

また、危規則第 28 条の 57 第 2 項又は第 3 項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第 4 項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあっては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。
(平成 10 年 3 月 4 日消防危第 19 号通知)

イ 危規則第 28 条の 54 第 3 号の「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」には、ディーゼル発電設備は含まれること。(平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号質疑)

なお、自動車等の内燃機関の試験を行う装置は含まれないものであること。

ウ 危規則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。

(7) 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの

(イ) 停電時安全装置

作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再通電された場合でも危険がない構造であるもの

(ロ) 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの

(ハ) からだき防止装置

ボイラーに水を入れないで運転した場合又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置

(ニ) 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置）の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、復帰操作が手動式であるもの。

エ ガスを燃料とするボイラーに炎監視装置、ガス検知装置、ガス緊急遮断装置及び対震安全装置を設けた場合には、ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所と同一の室に設置して差し支えないものであること。

オ 危規則第 28 条の 57 第 3 項第 2 号に規定する「排水溝」は、配管ピットと兼用することができる。

(6) 充てんの一般取扱所

ア 充てんの一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 58 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選

択できるものであること。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)

- イ 危険物を車両に固定されたタンクに注入する設備（以下「充てん設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替設備」という。）を兼用して設けることができること。ただし、その場合でも、危険物を取り扱う空地は、それぞれ別に設けること。
- ウ 充てん設備の周囲に設ける空地及び詰替設備の周囲に設ける空地のためす（油分離装置を設ける場合を含む。）及び排水溝は、兼用することができること。
- エ 充てん設備の周囲に設ける空地は、当該一般取扱所において危険物を充てんする移動タンク貯蔵所等の車両がはみ出さない広さとする。
- オ 詰替設備の周囲の空地においては、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできないものであること。
- カ 詰替設備として固定注油設備を設ける場合は、危規則第 25 条の 2（第 2 号ハからヘまで及び第 4 号を除く。）に規定する固定給油設備等の構造基準の例によること。
- キ 詰替設備には、急激な圧力を防止するため定流量器等を設けるようにすること。

(7) 詰替えの一般取扱所

- ア 詰替えの一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 59 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知)
- イ 同一敷地内に複数の当該施設を設けることができるものであること。
- ウ 危険物の保有は、地下専用タンクに限られるものであること。ただし、当該詰替えの一般取扱所以外の場所に設けられた屋外タンク貯蔵所等と専用タンクとを配管で接続する場合は、この限りでない。
- エ 危規則第 28 条の 59 第 2 項第 8 号に規定する「敷地境界線」とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者の所有等する敷地の境界ではないこと。
- オ 危規則第 28 条の 59 第 2 項第 10 号に規定する「へい又は壁」を道路境界線に設けても敷地境界線とみなすことはできないこと。
- カ 当該施設を耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物であって、一般取扱所の地盤面から高さが 2 メートル以下の部分に開口部のないものに限る。）に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設のへい又は壁とみなして差し支えないものであること。
- キ 危規則第 28 条の 59 第 2 項第 10 号に規定する「へい又は壁」の基準は、給油取扱所の基準の例によるものであること。
- ク 地下専用タンクのふたの厚さが 30 センチメートルを確保できる場合には、当該ふたに排水溝を設けても差し支えないものであること。

(8) 油圧装置等を設置する一般取扱所

- ア 油圧装置等を設置する一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 60 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるほか、指定数量の倍数が 30 以上 50 未満の施設については、危規則第 28 条の 60 第 2 項又は第 3 項のいずれかの特例基準も選択することも可能であること。また、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危規則第 28 条の 60 第 2 項若しくは第 3 項又は第 4 項のいずれの特例基準を選択することも可能であること。（平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知）
- イ 可動部分の配管に高圧ゴムホースを使用することについては、使用場所周囲の温度又は火気の状況、ゴムホースの耐圧性能、点検の頻度等を総合的に考慮し、認めることができること。
- ウ 油圧装置等に内蔵されているタンク以外のタンクのうちその容量が指定数量の 5 分の 1 以上のものにあつては、20 号タンクに該当するので、危政令によるタンク検査が必要であること。

(9) 切削装置等を設置する一般取扱所

切削装置等を設置する一般取扱所の技術上の基準は、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危規則第 28 条の 60 の 2 第 2 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危規則第 28 条の 60 の 2 第 2 項若しくは第 3 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであること。（平成 10 年 3 月 4 日消防危第 19 号通知）

(10) 熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所

熱媒体油循環装置を設置する一般取扱所の技術上の基準は、危規則第 28 条の 60 の 3 の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。また、特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであること。（平成 10 年 3 月 4 日消防危第 19 号通知）

(11) 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

- ア 危規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が危告示で定める基準に適合するものの特例基準等（危規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項）（令和 5 年 9 月 19 日消防危第 251 号）（に）
 - （ア） 危告示第 68 条の 2 の 2 の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば次のものが考えられること。
 - あ IEC（国際電気標準会議）62619 又は 62933-5-2 に適合するもの。
 - い UL（米国保険業者安全試験所）9540A 又は 1973 に適合するもの。
 - （イ） 危規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所（指定数量の倍数が 30 未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、危険物を用いた蓄電池設備が危告示第 68 条の 2 の 2 に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が危規則第 28 条の 55 第 2 項第 3 号から第 8 号まで並びに同第 28 条の 56 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基

準に適合するものについては、危規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項二定める特例及び同条第 3 項に定める特例を適用することができること。

- (ウ) 危規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所（指定数量の倍数が 10 未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、危険物を用いた蓄電池設備が危告示第 68 条の 2 の 2 に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が危規則第 28 条の 60 の 4 第 4 項各号に掲げる基準に適合するものについては、危規則第 28 条の 60 の 4 第 2 項に定める特例を適用することができること。
- イ 危規則第 28 条の 54 第 9 号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。以下「屋外コンテナ等蓄電池設備」という。）の特例基準等（危規則第 28 条の 60 の 4 第 5 項）（令和 5 年 9 月 19 日消防危第 251 号）（に）
 - (ア) 危規則第 28 条の 60 の 4 第 5 項第 5 号の散水設備は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第一種消火設備である屋外消火栓設備の例によることが適当と考えられること。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であって、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該消火設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えないこと。
 - (イ) 屋外コンテナ等蓄電池設備は、事業形態等によっては各コンテナ等を接続して一体の設備として活用する場合等が考えられることから、同一敷地内に複数の屋外コンテナ等蓄電池設備が隣接して設置される場合等における許可申請等にあっては、事後形態等を確認し、設置者と協議の上で当該許可申請等の単位を決定すること。なお、協議の結果、複数の各コンテナ等をまとめて 1 の許可施設とする場合は、各コンテナ等の相互間の離隔距離は不要であること。

7 危政令第 19 条第 3 項の一般取扱所

高引火点危険物のみを 100 度未満の温度で取り扱う一般取扱所については、危規則第 28 条の 61 又は第 28 条の 62 に定める基準並びに危政令第 19 条第 1 項の基準及び第 2 項の基準（充てんの一般取扱所に限る。）のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。（平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知）

8 アルキルアルミニウム等又はアセトアルデヒド等の一般取扱所

危規則第 28 条の 64 及び第 28 条の 65 で特例を定めていない事項については、危政令第 19 条第 1 項の基準が適用になるものであること。（平成元年 3 月 1 日消防特第 34 号、消防危第 14 号通知）

9 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」（平成 11 年 6 月 2 日消防危第 53 号）によること。